

明治三十九年勅令第三百三十七号

明治三十九年勅令第三百三十七号（国債償還
ノ為抽籤執行ノ場合ニ於ケル立会者ニ関ス
ル件）

国債償還ノ為抽籤ヲ執行スルトキハ財務省官
吏三名以上会計検査院官吏二名以上及日本銀行
役員二名以上ノ立会ヲ要ス

附則

本令ハ明治三十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則（平成二十二年六月七日政令第三〇

七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施
行する。